

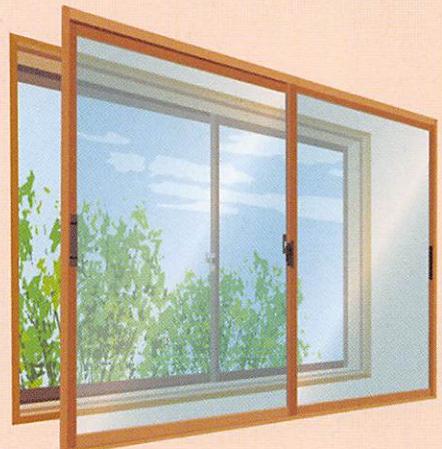
窓の断熱改修費 を補助します

都補助と
併用可！

夏暑くて 冬寒い 家が



夏涼しく 冬暖かい家に！



結露対策

光熱費の削減

防音・遮音効果

+

改修費用を最大**12万**円まで補助！

(予算に達し次第終了)

まずはお問い合わせください

練馬区 環境課 地球温暖化対策係

03-5984-4706

平日：午前8時30分～午後5時15分まで

練馬区・窓の断熱改修費用の補助の概要

区は地球温暖化対策として、省エネルギー設備の設置費を補助しています。既存住宅の窓を断熱性能の高いものに改修した方に、**自己負担した改修費用の半額を補助します。（上限12万円）**

本補助制度は、国・都の補助制度と併用して利用できます。

補助を受けることができる方（区民）の要件

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 練馬区内に所在する住宅に補助対象設備を設置し、申請時点での自らが居住していること。
- 過去に区の窓の断熱改修についての補助を受けたことがないこと。
- 申請時点において、改修費用を申請者自らが全額支払い終えていること。
(クレジット払いや分割払いの場合は、全ての支払いが完了していること)
- 申請時点において、区税（住民税・軽自動車税）の滞納がないこと。
- 窓の改修を行った住宅が自らの所有でない場合（共有している場合や賃貸物件の場合）は、設備の設置について所有者全員の承諾を得ていること。
- 住宅の新築に伴う設置および新設する窓の工事でないこと。
- 暴力団員および暴力団関係者に該当する者でないこと。

対象となる窓の要件

- 既存の『一枚板ガラス窓』に対する改修であること（新設、増設は対象外です）

例として

- 一枚板ガラスの窓に『内窓を追加して二重窓にする』
- 一枚板ガラスの窓を『複層ガラスなどの窓に新しく交換』（窓枠、サッシ枠ごと交換）
- 一枚板ガラスの窓の『ガラスのみ複層ガラスに交換』（窓枠、サッシ枠は既存のまま）

- リビング、寝室等、通常生活を営む部屋（居室）にある、屋外に面する窓すべてに改修を行うこと。

（風呂場のみ、廊下のみなど、居室以外の改修だけでは補助対象となりません。風呂場、廊下の窓の改修は居室の改修と併せて行った場合のみ、補助対象です。）

- 改修費用が10,000円（税抜）以上であること。

- 改修に用いる窓およびガラスは、国の省エネルギー投資促進に向けた支援補助金および二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象となる製品として登録されているものであること。

【補助対象となる製品は練馬区ホームページ内「補助対象となる設備の種類およびその要件」の各リンク先からご確認ください】

練馬区 補助制度トップページ



補助対象となる設備の種類およびその要件



補助の対象となる費用

- 改修に用いる窓およびガラスの資材費
- 窓およびガラスの設置工事費用
(既存窓の撤去費および処分費、消費税、その他諸経費は補助対象外です。)

補助の対象となる期間

令和4年2月1日（火曜）から令和5年1月31日（火曜）までに**工事完了**したもの。

本補助制度は、国・都の補助制度と併用して申請いただけます。

改修費用と自己負担額のめやす（令和3年度補助実績から）

窓の改修費用（戸建住宅の場合）	支払額	20～50万円程度
区補助利用時（補助率1/2、補助額 最大12万円）	自己負担	10～40万円程度
都補助併用時（補助率1/3、補助額 最大100万円）	自己負担	7～25万円程度

注意

工事を依頼する際には、複数業者から見積もりを取り、十分検討してから契約してください。
契約を急がせる業者は悪質な場合がありますので、ご注意ください。